

令和 8 年 8 月 1 8 日

環境生活部大気保全課

電話 043-223-3855

令和 7 年度大気中のアスベスト濃度測定結果について

アスベストは、その発がん性により社会的な問題になっていることから、県及び市では、平成18年度から一般大気中の濃度測定を行っています。

令和7年度は、40地点で測定を行い、その結果がまとまりましたのでお知らせします。測定結果については、環境省が実施した調査（令和5年度～令和7年度）結果と比較して、特に高い濃度は見られませんでした。

1 測定内容

- (1) 測定地点 県内 40 地点（地点の詳細は県ホームページを御覧ください。）
- (2) 測定回数 年 2 回（1 回あたり 3 日間捕集）
- (3) 実施機関 県及び 6 市（千葉市、船橋市、市川市、柏市、市原市、浦安市）
- (4) 測定方法 「アスベストモニタリングマニュアル」（環境省）により実施

2 測定結果

地域区分別の大気中のアスベスト濃度は、表 1 のとおりです。

一般大気環境に係るアスベストの環境基準は定められていませんが、各地域区分におけるアスベスト濃度は、環境省が実施した調査（令和 5 年度～令和 7 年度）結果と比較して、特に高い濃度は見られませんでした。

表 1 地域区分別の大気中のアスベスト濃度

単位(本/リットル)

地域区分※	令和7年度の測定結果				環境省調査 (令和5年度～令和7年度)
	測定 地点数	最小値	最大値	幾何 平均値	濃度範囲
住宅地域	30	不検出	0.65	0.12	(不検出)～0.28
商工業地域	3	0.12	0.41	0.26	(不検出)～0.44
内陸山間地域	1	0.070	0.090	0.078	(不検出)～0.36
道路沿線地域	4	不検出	0.44	0.10	(不検出)～0.39
農業地域	1	0.070	0.070	0.070	0.070 ～0.16
廃棄物処分場等周辺地域	1	不検出	不検出	0.056	(不検出)～1.4
全域	40	不検出	0.65	—	—

※地域区分：環境省が定めた区分

(参考) 大気汚染防止法で定める特定粉じん発生施設の敷地境界におけるアスベスト濃度の基準は 1 リットルあたり 10 本以下となっています。

3 アスベスト濃度の経年変化

千葉県が測定した 10 地点でのアスベスト濃度（令和 3 年度～令和 7 年度）の幾何平均値は、1 本/リットル未満の値で推移しています。

単位（本/リットル）

地域区分	R3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
住宅地域	0.098	0.16	0.22	0.34	0.12
商工業地域	0.10	0.16	0.17	0.24	0.26
道路沿線地域	0.096	0.16	0.12	0.27	0.10

（注）各地点の幾何平均値を算出後、地域ごとの幾何平均値を算出

4 発生源対策

アスベストの飛散を防止するため、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」による解体事業者等への指導を実施しているほか、大気汚染防止法に基づき、「特定粉じん排出等作業」※ について作業基準が守られているか、立入検査を実施しています。

※アスベストを含む建材の解体等工事における除去作業

5 ホームページ掲載情報

測定地点図、地点別の測定結果及び用語解説等は、県ホームページを御覧ください。

ホーム ＞ 環境・まちづくり ＞ 環境 ＞ 大気 ＞ 大気環境 ＞ アスベストに対する千葉県の取組 ＞ 大気中のアスベスト濃度測定結果 ＞ 令和 7 年度大気中のアスベスト濃度測定結果について

<https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/press/2026/2025asbestos.html>